

平成25年 5月 2日

中森 弘幸 議長 様

真 政 ク ラ ブ
山 本 芳 敬

富山市競輪事業行政視察報告書

標記の件につきまして、下記日程にて行政視察を行いましたのでご報告申し上げます。

記

1. 日 時 : 平成 25年 4月 19日 (金)
2. 視察参加者 : 野口 正、山本 芳敬 (真政クラブ)
植松 泰之 (会派に属しない)
3. 視 察 先 : 富山県富山市

人 口 416,818人
面 積 1,241.85 km²

4. 視 察 目 的

- ・ 包括民間委託の実施状況について

5. 視察対応者

- ・ 経塚 達也 (富山市商工労働部 公営競技事務所 所長)
- ・ 吉川 智之 (日本写真判定株式会社 事業長)
- ・ 山野 憲一 (日本写真判定株式会社 事業長代理)
- ・ 竹内 さゆり (議会事務局 調査係主任)

I. 富山競輪の沿革について

① 施工者等

- ・競輪施工者名 富山市
- ・競輪場設置者名 (株) 榊田酒造店（民間の施設である）

② 事務組織図

- ・公営競技事務所長 1名
- ・公営競技事務所職員（5名）
主幹（所長代理）1名、主査1名、主任1名、主事2名
- ・包括委託業者（日本写真判定(株)）

③ 沿革等

- ・昭和26年 4月 全国で58番目 開設
- ・昭和63年12月 富山競輪場で場外発売実施
- ・平成7年 4月 第1回 ふるさとダービー富山開催
- ・平成22年 4月 日本写真判定(株)に包括業務委託を実施
- ・平成24年 1月 従事員の身分を包括委託事業者に移管
（防犯隊員は警察OB、市で直轄）

④ 年度別売上高（富山競輪のみ）	一日当り入場者数	開催日数
・昭和26年 2億8100万円	1,777人	72日
・平成3年 234億6930万円 (場外発売なし)	4,905人	90日
・平成8年 366億9180万円	4,182人	81日
・平成17年 157億 51万円	2,463人	73日
・平成18年 155億2829万円 (ふるさとダービー開催)	2,400人	70日
・平成21年 125億1491万円 (包括民間委託前)	2,376人	58日
・平成22年 121億 268万円 (包括民間委託後)	2,100人	58日
・平成23年 110億5769万円	1,993人	58日
・平成24年 103億5827万円	1,591人	57日

⑤ 売上高と一般会計繰出し金

	場外含む売上高	一般会計繰出し金	場外発売含む日数
・平成12年度	282億 718万円	3億9600万円	156日
・平成13年度	414億5971万円	9億 円	169日
・平成15年度	286億3623万円	3億7200万円	193日
・平成16年度	281億1875万円	8100万円	221日
・平成17年度	277億2555万円	1億 円	230日
・平成18年度	277億4266万円	ゼロ 円	241日
・平成19年度	257億7697万円	9000万円	249日
・平成21年度	237億7768万円	2000万円	272日
・平成22年度	216億1673万円	5000万円	253日
・平成23年度	199億8503万円	2000万円	265日
・平成24年度	192億7464万円	4000万円	269日

○ 開設から平成23年度までの繰出金合計額 408億8607万円

2. 包括委託検討の経緯

- ・富山競輪も全国的な傾向のである平成3年度の234億円をピークに年々売上が落ち込み中、平成18年度赤字となったことから平成19年度において、職員3名の減員・従事員の退職者不補充等の開催経費の見直しに取組んだことから、9千万円を一般会計に繰出し、7855万円を平成20年度に繰り越した。しかしながら、長期的に売上の減少が続く中、今後とも競輪事業を継続的に且つ安定的に運営し売上高の向上並びに業務の効率化を図るための方法として包括委託を実施することにした。

3. 契約方式について

- ・包括委託における先行場の契約方式には定額方式と最低保証額方式の2方式が採用されている。富山競輪は定額方式を採用した。

定額方式を採用した理由

- ① 富山競輪と同規模の他都市の状況を調査した結果、豊橋競輪、四日市競輪において定額方式を採用していた。

- ② 民間所有競輪場（花月園、松戸、西武園）においては、多額の累積赤字に陥り廃止議論がなされたことから、単年度黒字が補償される最低保証額方式を採用しているが、富山競輪は累積赤字はなく、単年度赤字も1回だけであった。
- ③ 競輪事業を継続的且つ安定的に実施していくためには、施行者と受託業者双方が、共に適切な利益の確保やリスクを共有することが必要であり、又、高いグレードの競技開催を好む地元ファンの特徴を活かし、売上増進につながるインセンティブが働く契約条件を設ける必要がある。

4. 従事員の取扱いについて

- ・受託者への従事員の転籍は、人件費の抑制や管理に係る事務の軽減になるが転籍はその承諾・協力を得ることが大前提である、又、他場でも、一定の期間をかけ理解を求めている。
- そこで、富山市では包括委託実施時においては直営雇用とし、その後2年以内に転籍を実施することにした。

5. 契約期間

従事員の雇用のこともあり、初回に限り最大5年間とした。

6. 受託者の決定方式について

自転車競技法において、募集要項の公表、受託者の公表等の手続きが定められており条例・規則等を整備したうえで、多くの競輪場で公募型提案競技方式を採用していることから、富山市も同様とした。

尚、包括委託実施に際しては、「富山市自転車競走実施条例」の改正が必要になった。

改正内容：競輪の実施事務委託先に、私人に委託することが出来ることを追加した。

7. 富山競輪包括業務委託基本契約の委託料について

- ① 契約の期間中、歳入決算見込額（特定の項目を除く額）から歳出決算額（特定の項目を除く額）に対して不足する際は、その不足する額を消費税及び地方消費税を除いた委託料の額から控除することができる。この場合、控除することのできる額は、6千万円を限度とする。
- ② 契約の期間中、歳入決算見込額（特定の項目を除く額）から歳出決算額（特定の項目を除く額）に対して1億5千万円以上超過する際は、その超過する額の2分の1に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額を、追加委託料として支払うものとする。

所感

今回の富山市競輪の行政視察では、松阪市が臨時議会で提案される包括民間委託とはいかなるものか、富山市が包括民間委託に至った経過、又、業者選定にあたる提案競技実施要領、さらには、包括業務委託基本契約書の写しも提出頂き包括民間委託の実体並びに委託後の収支状況も把握することができました。そのことにより、包括民間委託に対する認識を深められた事は非常に有意義な視察であり、松阪市の執行部より提案されるプレゼンテーション費用の予算、さらに包括民間委託のプレゼンテーションを判断するうえで大きな確かな情報となりました。

富山市においても、包括民間委託をしたからといって、売上が上昇していないのが実態であり、赤字は出ていないものの一般会計への繰出し金も数千万単位と減少してきているのが現状でした。さらに、包括民間委託への移行前に一度だけ赤字となったことが契機に、今後の先行きを考えての包括民間委託へ切り替えたとのことでした。松阪市においての赤字幅は大きく24年度の収支予想では2億8千万円もの赤字が見込まれる中、包括民間委託をすれば赤字が解消されることが可能なのか甚だ疑問が募ります。松阪市のこれまでの経営努力や、対応の遅さに疑問を持たざるを得ないのが率直な感想です。

視察当日は、臨時場外が開催されており、大勢の方が来場されていましたが多くの方が60歳以上の高齢者が殆どであり、ファーン層の拡大には至っていないのが実情であることを認識させられました。しかし、日本写真判定のスタッフは、明るい色のジャンパーをまとい明るいイメージの演出も覗えるところがありました。競輪業界全体が厳しい状況になりつつあることは事実であることは、富山市を見ても計ることができ、業界全体の問題もあることも強く感じることが出来た視察となりました。